



労基署便り

令和 元年度 No.3

大河原労働基準監督署



令和元年労働災害発生状況（1月～5月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H30	R1	前年比	H30	R1	前年比
製造業 計	25	21	-4	184 (1)	154 (1)	-30
食料品製造業	9	1 (1)	-8	87	69	-18
機械金属製造業	10	13 (1)	3	43 (1)	41 (1)	-2
建設業 計	9	13	4	126 (3)	121 (4)	-5
土木工事業	6	6		45 (1)	44 (2)	-1
建築工事業	2	6	4	60 (1)	62 (2)	2
その他の建設	1	1		21 (1)	15	-6
運輸交通業 計	4	4		164 (1)	127 (1)	-37
陸上貨物運送業	4	4		147 (1)	124 (1)	-23
商業	9	6	-3	186 (2)	142 (1)	-44
全産業	73 (1)	69 (1)	-4	990 (8)	772 (10)	-218

休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

（ ）は内数で死亡者数 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

令和元年度全国安全週間の実施について 7月1日～7日

令和元年度の全国安全衛生週間は、

「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」

をスローガンとして展開します。大河原署管内の休業4日以上労働災害（5月末現在）は、昨年度と比べて4件の減少となりました。より一層労働災害防止を推進するために、ぜひ実施している活動の点検を行ってください。

事業場実施事項（安全週間に実施する事項）

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配付等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定のほか全国安全週間にふさわしい行事の実施

死亡災害撲滅のための緊急対策を実施

宮城労働局管内の休業4日以上労働災害は772人となり昨年に比べて22%の減少となりましたが、死亡災害は10件となり、過去10年で最悪の状況となっています。このような状況を踏まえ、6月17日～7月31日の間、関係機関・団体と連携して以下の取り組みを実施しています。

- 「Safe Work ゼロ災 Miyagi」のロゴマーク（裏面参照）を制定し、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合には自由に利用できることとし、その普及を図る。なお、この取組は、今後取組期間終了後も継続的に実施する。（初の取組）
- 宮城労働局長が建設現場のパトロール等を実施するほか各署一斉にパトロールを実施（6月25日に実施済）。
- 当該日以外にも、期間中は集中的なパトロール等を実施する。
- 関係団体と連携し、各事業場の安全に関する自己診断を実施する。



「Safe Work」とは・・・

「Safe Work」は、「労働災害を防止し、労働者が健康で安全に働くことができる職場環境を実現する」との意思を示すものであり、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使われているフレーズです。

また、Workの「k」の文字は、安全確認のための指差呼称をする人を模したものとしています。

背景は、「未来への架け橋」と虹をイメージした弧と、現在の宮城の基礎を築いた伊達政宗の兜の前立てをモチーフにした三日月をデザインし、それぞれ自然豊かな宮城の緑と、発展の象徴である金色系としています。

本ロゴマークは、「労働災害防止の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」等を目的とする場合には自由にお使いいただけますので、「Safe Work」をキャッチフレーズとした労働災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

「Safe Work ぜろ災 Miyagi」ロゴマーク使用取扱規程

宮城労働局 令和元年6月14日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、「Safe Work ぜろ災 Miyagi」ロゴマーク（以下「ロゴマークという。」）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 宮城労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用のおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他その使用が著しく不相当であるとき

（違反等に対する取扱い）

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、宮城労働局長はその使用を差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

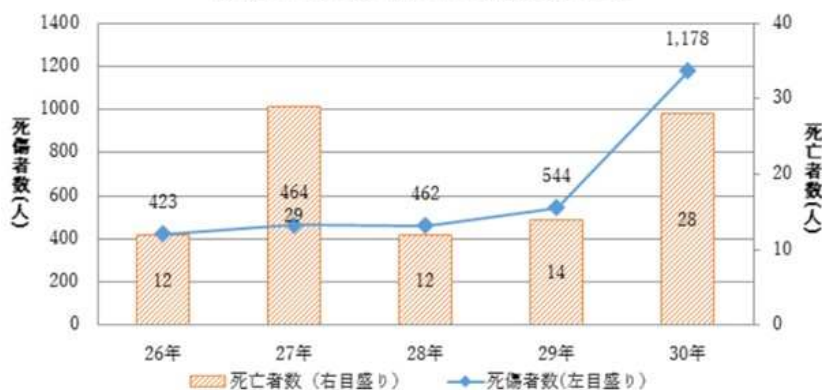
（補則）

第4条 この規程に定めるもののほかロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、宮城労働局長が別に定める。

《令和元年5月～9月》

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施中です

職場における熱中症による死傷者数の推移



職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう!

STOP! 熱中症

講習会等のご案内（無料）

「令和元年度 職場における熱中症予防に関する講習会」

内容：建設業や製造業等の事業場の衛生管理の担当者及び労働者を対象に、WBGT値（暑さ指数）計の適切な使用方法やWBGT値による作業環境管理を中心に説明を行います。

日時：令和元年7月17日(水) 14:00～16:00

会場：TKP仙台カンファレンスセンター（ソララガーデンオフィス）2階 仙台市青葉区花京院1-2-3

実施者・申込先：（公財）総合健康推進財団

電話：03-6262-7131 Fax:03-3251-0721

詳細はこちら

【お問合せ先】宮城労働局健康安全課（022-299-8839）



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中!! 最新の情報をコンパクトに提供しています。登録は

（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp あてに送信してください。）



から。